



VI 附録

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/6960

VI 附 録

(a) 専攻科の由来

(1) 研究科から選科へ

昭和23(1948)年10月1日に、大阪社会事業学校研究科として、財団法人大阪社会事業協会の経営によって発足し、10月18日に入学式が挙行された。

昭和25(1950)年4月1日に大阪社会事業短期大学が設置されるに伴ない、大阪社会事業学校研究科は、同年8月29日、厚生省の認可を得て、大阪社会事業短期大学研究科と名称を変更し、厚生大臣の指定する社会福祉主事の養成機関となった。

しかし、大学の研究科は、大学院においてのみ存在の認められる制度であるということで、昭和29(1954)年2月2日、大阪社会事業短期大学社会事業選科と名称を変更した。(事実上は、昭和27年度より選科と称していたのである。)

(2) 専攻科と選科

大阪社会事業短期大学にあっては、昭和25年発足以来、社会福祉関係行政に尽力する人材の養成に努力を続けてきたが、卒業生の集会にて、2年間では修学年限が短かいとの声もあり、在学生の中に、同系の4年制大学への進学を望む者があったこと、また、本学と同時に開学した東京の日本社会事業短期大学に学校教育法に規定されている専攻科設置の気運があったこと、等々から、さらに高度の理論および技術指導をめざす専攻科設置の働きかけが進められた。

この要望は学校教育法の規定にも即していることから、昭和30(1955)年3月31日付で、大学附属機関としての選科を廃止し、改めて昭和30(1955)年4月1日より、大学、短大、高専卒業生を対象とする専攻科1年課程を設置し、定員30名をもって発足した。

これに伴ない、在来の社会事業選科に対しても吟味が加えられることになった。すなわち新設の専攻科が昼間の開設であるため、社会福祉関係事業従事者の通学が困難であること、専攻科の学科内容が、大学、短大、高専の卒業生を対象としていることから、学科内容の水準がやや高度であること、以上を理由

に夜間における社会福祉の技能教育を望む声が高まってきた。

この際に、選科が果すべき役割として、大学に専攻科が設置されるのであれば、社会福祉事業従事者の養成乃至は現任者訓練の教育については、大阪府民生部の事業として行なうのが適当であって、大阪社会事業短期大学に附属する養成機関とするのは、好ましくないのではないかということとなり、昭和30(1955)年4月1日より、大学とは別個に、民生部が所管する研修機関としての選科に切換られることになった。

ここで改めて、民生部から大学に委託を行なって、夜間の選科とすることになり、旧制中等学校・新制高校卒業生に対する社会福祉事業従事者養成及び現任者の研修を行なうことになった。

(b) 研修所の由来

民生部委託の社会事業選科(夜間)から
大阪府立社会福祉事業研修所の設置まで

昭和30年度以後、社会福祉事業従事者の養成は民生部の委託により、大阪社会事業短期大学において、夜間に開設された選科で実施されてきた。

しかし、これを民生部で実施する根拠が不明瞭であり、また授業料の徴収根拠もはっきりしていないこと、他面、大学の業務との区分を明白にすべきことなどを理由として、昭和42(1967)年3月20日、大阪府条例第4号をもって、大阪府立社会福祉事業研修所条例が制定され、同年4月大阪府訓令第17号をもって、研修所処務規程も定められ、社会事業選科(夜間課程)は、大阪府立社会福祉事業研修所に改められた。

こうして、昭和43(1968)年3月4日、厚生省社第86号により、大阪府立社会福祉事業研修所社会福祉主事課程は、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条第2号の規定による養成機関としての指定を受けるに至った。

(授業料)

社会事業選科課程は大阪社会事業短期大学との委託契約によって受講経費として、一人年間11,000円を納付していた。

昭和42年度条例施行により、入所検定料 150円、授業料年間 6,000円を徴収

した。

昭和48年度（1973）以降、研修所設置の趣旨にかんがみ、研修生の負担軽減を図るため、条例改正により入所検定料および授業料の徴収を廃止した。

（修了生数）

社会事業選科（夜間課程）	修了生数
昭和30年度～41年度	574名
現研修所 修了生数	
昭和42年度～54年度	843名

（参考）「大阪府立社会福祉事業研修所」の概要

大阪府民生部社会課所管

1. 名 称

大阪府立社会福祉事業研修所

2. 所 在 地

大阪市天王寺区夕陽丘町25 大阪社会事業短期大学内

3. 目 的

社会福祉主事の養成を図るとともに、社会福祉事業従事者の資質の向上を図るため研修することを目的とする。

4. 業 務 内 容

(1) 一般研修(社会福祉主事課程、社会福祉事業法第18条に基づく養成機関)
社会福祉主事として必要な知識と技能を向上させるため1年の課程で行うもの。

(2) 特別研修(短期研修課程)

実務に必要な知識と技能を向上させるため短期の課程で行うもの。(現在は行っていない。)

5. 沿 革

昭和23年10月 財団法人大阪社会事業協会の経営により府立大阪社会事業
学校研究科発足

同年同月同研究科入学式举行

- 昭和25年 4月 府立大阪社会事業短期大学設置
- 同 年 8月 同研究科は大阪社会事業短期大学研究科の名称で厚生大臣の指定する養成機関となった
- 昭和29年 2月 大阪社会事業短期大学社会事業選科に名称変更（事由は、研究科は大学院しか存在しないため、実際の名称変更は昭和27年度から実施していた）
- 昭和30年 4月 社会事業短期大学は、専攻科と明瞭に区分するとともに、改めて民生部から委託を受け、夜間の選科とした
- 昭和42年 3月 大阪府立社会福祉事業研修所条例
（昭和42年 3月20日 大阪府条例第 4 号）
- 同 年 4月 大阪府立社会福祉事業研修所処務規程
（昭和42年 4月 1日大阪府訓令第17号）
- 同 年同月 大阪府立社会福祉事業研修所学則
（昭和42年 3月 所長決裁）
- 昭和43年 3月 大阪府立社会福祉事業研修所社会福祉主事課程を社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条第 2 号の規定による養成機関として指定
（昭和43年 3月 4日 厚生省社第86号）
- 昭和48年 4月 大阪府立社会福祉事業研修所条例の一部改正により、入所検定料および授業料を 4月 1日から廃止
（昭和48年 3月30日 条例第14号）
- 同 年12月 大阪府立社会福祉事業研修所学則の一部改正（条例の改正、国民の祝日に関する法律の改正等により所要の改正を行った）
（昭和48年10月所長決裁）
- 昭和51年 4月 大阪府立社会福祉事業研修所学則の一部改正（入所定員50人を70人に改正を行った）
（昭和51年 4月 1日 知事承認）

6. 機 構

大阪府民生部社会課を主管課とする出先機関である。

7. 組 織

所 長——事務 長——事務職員
(大阪社会事業) 講 師 (非常勤—常勤講師の任命は現在していない)
(短期大学長併任)

8. 一般研修の概況

- (1) 定 員 70名
- (2) 修業年限 1カ年
- (3) 授業時間 午後6時～午後9時
- (4) 入所資格

大阪府下において社会福祉関係の事業に従事している者、または研修所修了後、大阪府下において社会福祉関係の事業に従事する者で、次の各号の1に該当する者

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定により大学に入学することができる者
- ② 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者
- ③ 前各号に掲げる者のほか、これと同等の学歴を有すると認められる者

- (5) 入所者選考の方法
入所試験（筆記、面接）

- (6) 入所検定料及び授業料
無 料（昭和42～47年度までは入所検定料 150円および授業料年額 6,000円を徴収していたが、48年4月1日から廃止）
（昭和48年3月30日 条例第14号）

（c） 現在地（大阪市天王寺区夕陽丘町25番地）の由緒（略年譜）

1. 明治42（1909）年、府立夕陽丘高等女学校が南区千年町より現在地へ移転
＜南区千年町では府立島之内高等女学校と称す。明治39年3月9日設置＞
2. 昭和9（1934）年、府立夕陽丘高等女学校は天王寺区小宮町へ移転
3. 昭和11（1936）年6月、大阪青年塾堂成る。
4. 昭和20（1945）年、進駐軍（アメリカ軍人）子弟のための学校となる。

5. 昭和27(1952)年8月、大阪府立夕陽丘会館、大阪府教育研究所となる。
〈大阪府教育委員会所管〉
6. 昭和34(1959)年8月、大阪社会事業短期大学が現在地へ移転 〈南区田島町に設立後移転した東区森之宮西之町より〉

(参考) 大阪青年塾堂

昭和9(1934)年6月、天王寺区夕陽丘町25にあった府立夕陽丘高等女学校が、環状線玉造駅付近に移転した跡地に、大阪青年塾堂を設置する旨、大阪府が告示を行なった。

これは昭和3(1928)年の御大典記念事業として大阪府連合青年団、大阪府連合処女会が満場一致をもって決議したことに基づき、約6年間の運動の成果として認められたものである。

昭和9(1934)年12月、府直営工事として道路建設が始まり、翌10(1935)年1月より府下青年団員および関係者の奉仕によって、大阪青年塾堂建設工事が進められ、他方、府連合青年団、府連合処女会は一円贖金運動をもって協力するなど、関係者の努力によって、同年5月道路工事完成、昭和11(1936)年5月、青年塾堂建設工事竣工、6月落成式が挙行された。

この塾堂建設工事への青年奉仕者は延 1,486名であった。

◦建設地由緒

塾堂敷地は、大江神社の北隣、愛染堂、一名勝鬘院の西隣にある。この地一帯は茶臼山丘陵より接続する高台であり、今は西方は市街地であるが、古昔は、西海に面し、風光明媚、舟航利便の地であった。聖徳太子がこの地一帯をトして四天王寺を建立し、浪速文化の発祥地となったが、特に夕陽丘は四院のうち、施薬院の建てられたところであるという。

家隆塚の隣にある寺院には、日清戦争当時の外交家陸奥宗光伯の墓所があり、また南方の大江神社は豊受大神を祀る旧郷社であるが、神社境内の一角に明治維新殉難志士のうち山口県出身者を祀る招魂社もある。

◦塾堂の規模と事業

塾堂建設当時の記録によれば、塾堂は本館(現社大本館)と別館(現社大新

館、ただし改築) から成り、その規模は

1. 敷地坪数 3,219坪
2. 建物坪数 本館 830坪 別館 218.5坪
3. 建物構造 鉄骨ならびに鉄筋コンクリート造
本館は、地階とも3階建 別館は、2階建
4. 内 部 本館は講演場(現社大講堂)、講堂(現社大図書館)のほか1階に教室2、図書室1、事務室1、講師室1、宿直室1。2階に教室1、閲覧室1、寝室1(南側)、(北側)は談話室1、寝室5。別館は1階が食堂、武道場。2階が会議室となっていた。

また塾堂の事業として、大阪青年塾堂修養訓練実施案によると、

「本塾堂は青年男女の修養並に一般社会教育教化に必要な事業を行うことを目的とするを以て之に適切なる修養、訓練並に各種集会、講演会、協議会等を行う。」となっている。

(d) 社大の周辺

(1) 大原社会問題研究所

倉敷紡績の大原孫三郎による大原社会問題研究所は、大正期の労働運動、小作争議などの社会運動を科学的に解明しようとする意図によるものであったという。

大正8(1919)年5月、天王寺区伶人町に研究所を新築し、所長に高野岩三郎を迎えた。ここでは、海外の貴重な史料を集めるだけでなく、大正10(1921)年ごろから「大原社会問題研究所パンフレット」「大原社会問題研究所雑誌」を刊行したのを始め、国内労働問題のデータを収集整理して「日本労働年鑑」「日本社会事業年鑑」を出版した。

この研究活動は社会運動の理論的根拠を提供し、当時の収集史料は今日なお光彩を放っている。

その後、ファッション化の動きの中で、昭和11(1936)年同研究所は東京に移転することになった。その施設は、大阪府に移管され、社会事業会館として利用された。しかし、昭和20(1945)年の戦災で書庫を残して全焼した。

その後、跡地に昭和25（1950）年4月1日の府条例で、府立図書館天王寺分館の設置がきまり、同年8月10日開館した。研究所の蔵書の一部が引きつがれているという。現在の大阪府立夕陽丘図書館がそれである。（大阪百年史参照）

（2） 家 隆 塚

社大の東北隅にある丘であり、石碑と五輪塔がある。碑文は多く風雨によって欠落しているが、「享保6年東大寺別当安井門主大僧正道恕撰揮書」とある。（享保6年は1721年）

藤原家隆は、嘉禎2（1236）年12月、病にかかり、翌年4月9日逝去、享年80才という。藤原俊成の門下で、藤原定家と並び称せられる鎌倉中期の歌人であり、新古今和歌集の編さんに当たるとされている。折から承久の変おこり、後鳥羽上皇は隠岐に遷されたのであるが、上皇の歌の師でもあった家隆は、夕陽丘より、海上遙かに隠岐島の上皇を偲んで多くの歌を詠んだ。そのうち「契あれば 難波の里にやどり来て 浪の入日を拝みつるかな」の一首が、夕陽丘の地名となったとの説がある。

（3） 愛染堂（勝鬘院）

四天王寺の西北に施薬院があった。この施薬院のあったところに、愛染堂、別名、勝鬘院（しょうまんいん）がある。

愛染堂や多宝塔は、桃山時代に豊臣秀吉が寄附したものであり、桐一葉の片桐且元が建築主であったという。多宝塔は旧国宝であった（現重要文化財）。

愛染堂が本名であり、聖徳太子が、勝鬘経を推古天皇のために講ぜられたと言いうい伝えから勝鬘院と叫んでいる。

古代の福祉事業の一つ施薬院の跡地であることを付記しておく。

（4） 大江神社（旧郷社）

四天王寺の毘沙門院跡であるという。その故は、四天王寺の西北（乾）の方角であるから、毘沙門天を安置したものであり、後神仏習合で神を祀ったところから神宮寺であったともいう。祭神は、豊受大神、素佐之男命、少彦人命、大己貴命、欽明天皇である。